

○総務省告示第四十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の六第一号（1）及び（3）並びに第三号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千三百十二号（電波法施行規則第五十一条の九の六第一号（1）及び（3）並びに第二号の総務大臣が別に告示する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになおめ、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
<p>【一略】</p> <p>三 施行規則第五十一条の九の六第一号(3)の総務大臣が別に告示する周波数は、次のとおりとする。</p> <p>九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数</p> <p>三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数</p>	<p>【一 同上】</p> <p>三 施行規則第五十一条の九の六第一号(3)の総務大臣が別に告示する周波数は、次のとおりとする。</p> <p>九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数</p> <p>九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数</p> <p>一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数</p> <p>三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数</p>
<p>備考 表中の「一」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	